

天塩川水系河川整備計画（原案）についての公聴会・説明会に対する 申し入れ書

北海道開発局旭川開発建設部治水課 御中

日頃より、天塩川の河川事業におけるご尽力に敬意を表します。

天塩川水系河川整備計画の策定において、1月16日にウェブサイト上に示された公聴会・意見募集要項を見ましたが、これは、以下のような点で、1997年に改正された河川法の趣旨とはかけはなれたものと言わざるを得ません。

河川法の趣旨が正しく実現され、真に国民の利益となる河川計画を策定できるよう、事業主体である北海道開発局に対しては改善を強く望みたく、申し入れさせていただきます。

1. 意見を述べる機会の問題

天塩川水系には12市町村が存在し、流域内人口は約87,721人（H17国勢調査）にのぼる。日本有数の大河川である天塩川の整備計画において、公聴会が2会場しか用意されないこと、そして平日のただ一日に限定して行うことは、河川計画の策定における住民参加の機会を大きく損なうものである。

2. 公述資格を限定することの問題

今回予定されている公聴会では、公述資格を天塩川流域内自治体住民に限定している。しかし国民と河川とのかかわりの有無は、単に居住地であるというだけではない。河川は基本的に日本国民の共有財産であり、国民の税金によって管理され、さまざまな国民により多様な利用がされているものである。さらに天塩川は北海道遺産にも指定されており、すべての道民にとって、特別な価値を持つ河川といえる。

発言資格を居住自治体で限定することは、一級河川の整備計画策定においては合理的な理由がない。こうした限定は、河川利用の多様性や河川のもつ特質を今後の河川計画に反映させるための重要な機会を、事業者である北海道開発局が自ら放棄するものともいえ、行政の怠慢と受けとめざるをえない。

3. 意見の事前確認にかかる問題

今回の意見聴取会では、事前に意見書の提出を求め、さらには開発局が意見内容をあらかじめチェックし「確認」を行う場合があるとされている。このような行為によって、住民意見が事前にコントロールされる可能性がある。最近、明らかになった「行政によるやらせミーティング」と同様の問題を生じさせるおそれがあり、すべての発言を認めるべき

である。予定より多くの申し込みがあつても、それは、天塩川に关心をもつ人が多い証拠であり、すべての者に意見を述べさせるべきである。

4. 議論を排除した一方通行の意見公述

公聴会は、国民と開発局が事実上、初めて実際に顔を合わせ、合意形成のための意見交換を行うことができる機会である。しかし本公聴会では、事業者は、参加者が質問することを禁じている。これでは、2年前に行われた意見陳述会と何ら変わることろがない。一方的な意見聴取は、住民合意の形成とは対極のものであることが、従来から強く批判されている。また、公聴会に先立って、説明会が行われることになっているが、ここでも設定されている時間が1時間半ときわめて限られているため、一方的な説明に多くの時間が費やされ、たとえそれに対する疑問があつても、質疑の時間はほとんどないことが危惧される。

合意形成を目的とするならば、いずれにおいても、充分な質疑応答の時間を設けるべきである。

5.まとめ

公共事業の実施においては、事業者と住民、住民相互の合意形成を図っていくことの重要性が指摘されて久しい。このような指摘を受け、1997年に河川法が改正されている。この改正では、二つの大きな改正がされた。一つは、従来の河川法の目的である「治水」「利水」に加え、新たに「環境」が位置付けられたことである。もう一つは、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が盛り込まれたことである。

しかし、開発局は、天塩川の河川整備計画の策定にあたっては、巨大事業であるサンルダム建設に固執し、かつ流域環境への影響を軽視している。しかも住民意見を反映する機会や方法を著しく矮小化しており、河川法改正の主旨とは大きくかけ離れたものである。このような事業の進め方では、自然環境や住民意見に対して十分な配慮反映がされず、将来にわたりとかえしのつかない禍根を残すことになる。

河川計画の策定においては、河川法の主旨をふまえ、十分な合意形成をはかることが必要である。今回のような、言いっぱなし、聞きっぱなしの公聴会、説明会では、それを実現することはできない。

天塩川水系の河川計画の策定においては、ダムを前提とした不十分なデータだけを根拠に行政が一方的な説明をするのではなく、適切な調査資料に基づくきめ細かな議論を行い、十分な合意形成をはかっていく必要がある。そのためには、まず公聴会、説明会において自由な意見交換を行うとともに、他水系の整備計画策定で行われているように、広く國民から意見を募り、行政、地域住民、専門家、環境団体等が参加し公平な第三者によって議事運営がなされる、討論会を開催することを強く求めたい。

なお、今回、提案されているのは、整備計画原案についての公聴会、説明会であるが、今後、原案から整備計画案が作成された段階においては、流域委員会での議論をふまえた

計画案について、詳しい資料に基づく検討が初めて可能になるはずであり、たんに地方自治体の長による検討だけでなく、上述したような討論会が計画案に対しても開かれることをあわせて強く要望する。

平成 19 年 1 月 18 日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット 21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会
(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)

国土交通省 北海道開発局旭川開発建設部 治水課 御中

天塩川水系河川整備計画の策定にあたり、天塩川流域環境に関心の深い 14 団体より、別紙の通り北海道開発局に対し、「天塩川河川整備計画原案についての開発局との会談の申し入れ」を送付いたします。

つきましては、会談の実現について速やかにご回答いただくようお願い申し上げます。私どもの都合があり、会談日時の希望も述べさせていただいております。ご多忙とは存じますが、ご対応のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

尚、ご回答は、(社)北海道自然保護協会 会長 [REDACTED]

[REDACTED] までお願い致します。また、問合せについては、北海道自然保護協会副会長 [REDACTED] までお願い致します。申し入れ書については、メール以外に、明日の 1 月 26 日に文書を郵送いたします。また、明日午前中に [REDACTED] から旭川開発建設部に電話をさし上げます。申し入れについて新聞記者へ連絡したことを申し添えます。

記

1. 鏡文
2. 天塩川河川整備計画原案についての開発局との会談の申し入れ書 6 頁

以上

2007 年 1 月 25 日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット 21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

北海道開発局旭川開発建設部 御中

天塩川河川整備計画原案についての開発局との会談の申し入れ

1月20~21日に開催された「天塩川河川整備計画原案説明会」で、多くの疑問が出されました
が、開発局の説明が不明確なまま終了しました。

私たちは、この3年間、河川管理者であり、また事業主体である開発局に、天塩川の整備計画
に対する多くの疑問を提出し、また意見を述べてきました。とくに河川整備計画原案については、
120ページにおよぶ冊子を作成し、詳しい検討を行って、問題点を指摘してきましたが、開発局
は、流域委員会が開催中であることを理由に、直接の回答や話し合いを拒んでございました。そ
こで私どもは、開発局の意向を受け入れ、上記の冊子を含め、すべての意見を流域委員会に向
けて提出してまいりましたが、流域委員会は、私どもを呼んで、その内容について詳しく検討する
こともせず、私どもが指摘した多くの問題点は十分な討議を受けることなく、無視されてきました。

原案で示されているサンルダムは、流域委員会や漁協から指摘されているように、サクラマス
をはじめとする天塩川の生態系に決定的な打撃を与え、将来に大きな禍根を残す可能性があり、
多くの疑問点を残したまま推進するべきではありません。私どもとしては、流域委員会が終了した今、流域委員会ではじゅうぶんに検討されなかった問題について、河川管理者である開発局と、
直接討議させていただきたいと存じます。

新聞によれば、ダム建設推進を掲げる団体と旭川開発建設部が会談したことが報道されています。開発局がダム建設を推進する者とだけ会談し、ちがった意見を持つ者には会わない、意見
を聞かないということはありえないと思っておりますので、河川整備計画に住民等の意見を反映
させるという河川法の精神に則って、開発局と私たちの会談が早期におこなわれるよう申し入れ
ます。

要請事項

1. 2月早々（できるだけ2月1日、2日、5日、6日、8日、9日のいずれか）に私たちと会談
していただきたい。
2. 会談は公開とし、以下にあげた問題点について、時間の許す限り質問させていただき、回答
をいただきたい。時間が足りなかつたものについては、さらに質疑応答するためのスケジュール
を相談させていただきたい。

私たちが疑問をもち、危惧する問題

私たちが流域委員会に提案して、無視されてきた問題（別添資料）に加えて、1月20・21日に
開催された説明会で不十分な回答であると考えている点の中から主要な問題を以下に示します。
詳細は別添資料を参照してください。

1. 治水

1.1. 戦後最大の洪水に対応するという内容を示していただきたい。

整備計画原案では、過去の最大洪水に対応すると述べているが、その実態はいまだに明らかにされていません。開発局の説明では、名寄市のほとんどが水害を受けると述べているが、根拠が明らかでありません。

1.2 戦後最大の洪水に対応する点から考慮すると、名寄川の治水は、現在の堤防の強化と河川改修で可能であるという私たちの指摘について納得する回答がされていません。

1.3 サンルダムの治水効果が地域住民に十分示されていません。

1.4 名寄川合流点より下流の治水計画が示されていません。とくに、天塩川の治水上最大のウイークポイントと言い続けてこられた音威子府村下流狭窄部の対策は見当たりません。

1.5 サンルダムはロックフィルダムに始まり、何度も設計変更されました。それについてなぜ変更したのか理由を明らかにするとともに、台形 CSG ダムの安全性について十分説明していただきたい。

2. 利水

2.1 灌溉取水量を明らかにしていただきたい。

真駄別の水利権について、減反が進んでいる中で灌溉取水量が減少しているのではないかとの意見がだされています。資料を示していただきたい。

2.2 水道用水をダムに依存する理由を示していただきたい。

水道用水として必要とされる水量は名寄川の 10 年に一度の渇水流 $2.58 \text{m}^3/\text{s}$ のわずか 0.9% にすぎません。名寄川からの取水で十分なはずです。

2.3 名寄川の水質汚濁をダムの水で希釈して改善するという方策は問題です。

2.4 発電は不要です。

発電量が必要とされていないだけでなく、岩尾内ダムの実態を見ると、発電によって水が流れない期間が生じています。

2.5 冬季の真駄別の維持流量の設定は過大です

3. 環境

3.1 サクラマス資源の保全を明確にすべきです。

流域委員会意見も踏まえて、ダム計画にサクラマス資源を保全することが必須となっています。原案説明会において、開発局は必ず保全策を作成します、と述べるだけに終始しました。しかし、数々の問題点を見るとダムと保全策とは矛盾する可能性が大きいと考えられます。保全策ができない場合の対応を明確にすべきです。

3.2 サンル川の生態的重要性を明確にすべきです。

多くの資料によって、サンル川は天塩川水系において特別にサクラマス・ヤマメが豊富な河川であることが明らかにされています。なぜサンル川がそのように重要な河川なのかについての調査・検討が不十分です。ダム建設計画を策定する以前に個々の問題点を明らかにすべきです。

3.3 ダム下流の水質悪化についての調査が不十分です。

岩尾内ダムによって下流の渦りの長期化が明らかです。また、岩尾内ダム下流の生態系も貧弱になっていると思われます。この点を明らかにしないままサンルダムを建設することはできませ

ん。

3.4 北海道遺産にふさわしい環境の保全

天塩川は北海道遺産に指定されていますが、サンルダム建設によってその資格が失われかねません。北海道遺産の観点から見たサンルダム問題を論議すべきです。

4. ダム経費

原案説明会では、開発局は、ダム建設費用は530億円以内にしますと述べましたが、根拠や資料は示されませんでした。これは説明責任を果たしていません。早急に資料の提出を求めます。

別添資料　開発局および流域委員会が無視した私たちの意見

治水

1. 流域委員による治水上問題があるとされている地点の視察および現地住民からの意見聴取

治水は住民のために行うものであり、開発局は管理者です。今回焦点となった名寄川の治水について具体的に発言した住民代表は皆無でした。名寄川流域の治水について地域住民の声を聞く対応が不可欠です。また、名寄川合流点より下流の治水はまったく論じられませんでした。やはり該当地域の視察とそれらの地域住民の声を聞くことは不可欠です。

2. 過去の水害の実態

整備計画案は、過去の水害の教訓を得て作成されたと述べています。しかし、昭和48年や昭和56年の水害について実際にどこが破堤して、どこが内水氾濫だったのか、最後まできちんとした資料が提出されませんでした。十分な資料に基づく治水計画を作り直すべきです。また、その後の対策をどのようにされたか、現状についても説明してください。

3. サンルダムの治水効果が具体的に示されていません

サンルダムの水位低減効果の資料は出されました、具体的に名寄川で堤防高との関係、河川改修との関連でどの場所で効果があるのか地点ごとの説明がなく、本当に治水効果があるのかどうか不明でした。地域住民に納得できるものにしなければなりません。

4. 名寄川合流点より下流の治水

合流点より下流に対してサンルダムは微々たる効果しか見込まれません。下流域の治水をどうするのか原案では堤防高との関係など具体的な資料が示されませんでした。これでは欠陥治水計画といわざるを得ません。

5. 冊子グループ提案の治水案と開発局提案の治水案の比較

開発局は自ら3案を出して比較検討していますが、住民等から出された治水案と開発局案との比較を行っていません。

利水

1. 名寄川流域の灌漑用水

サンルダムには灌漑用水の取水権は設定されていません。名寄川水域で実際にどの程度灌漑用水が減少したのか、または不足しているのかについての実態は、最後まで明らかにされませんでした。

2. 水道用水をなぜサンルダムに依存するのか

下川町で新たに $0.006 \text{ m}^3/\text{s}$ 、名寄市で $0.0175 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、あまりにも微量です。両者を足しても名寄川の 10 年に一度の渇水流量が $2.58 \text{ m}^3/\text{s}$ のわずか 0.9% にすぎません。名寄川から取水しても何ら問題がありません。

3. 水質悪化の改善

名寄川の水質が悪化していて、市の処理場で処理するのに経費がかかるので、名寄川の水量を多くして水質を改善するためにサンルダムが必要という意見が出されています。河川基準点では水質基準を十分に達成しています。それなのに何故水質を改善しなければならないのか、理由をはつきりさせる必要があります。もし上流から汚濁水が出ていれば、それを止める方策をとるべきです。国交省の基本的考えは「本来、河川の水質は流域における汚濁対策により良好に保つべきである」と述べられています。天塩川でもこの考えに基づいて発生源対策を検討すべきです。

4. 発電は不要

岩尾内ダムの実態を見ると、灌漑用水が不要になる秋以降は、発電のためのハイドロピーティング操作によって 10 日に一度程度しか放流せず、岩尾内ダム下流は水なし川となっています。サンルダムの発電は不要なだけでなく、河川環境のためにはよくない存在です。サンルダムによってサンル川も水枯れ川に近くなる危険性があります。

5. 冬季の真駄別の維持流量の設定は過大です

真駄別における 1/10 渇水流量は $2.58 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、開発局が必要としている非灌漑期の正常流量 $5.5 \text{ m}^3/\text{s}$ はほぼその 2 倍にあたります。真駄別頭首工における非灌漑期の取水量は多くて $0.7 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、 $5.5 \text{ m}^3/\text{s}$ が必要な根拠はありません。調べてみると、冬季間に開発局が必要としている正常流量に達しているのは 1968 年～2000 年の間の 32 年間で 3 年しかありません。しかし、名寄川でサクラマス資源などに悪影響を与えていたという資料はありません。開発局が非灌漑期に $5.5 \text{ m}^3/\text{s}$ の正常流量が必要と主張するならば根拠を示す必要があります。私たちは、実績どおり非灌漑期の正常流量は $3 \sim 3.5 \text{ m}^3/\text{s}$ あればよいと考えています。(参考 国交省の考え方：維持流量の検討項目には、その項目や対象河川の特性により機能維持に必要な流量が期別に異なる場合もある。……このため、必要な場合は、項目別の必要流量の期別パターンを考慮して期間区分を行い、その区分に応じて維持流量を設定するものとする)

環境

1. 日本海サクラマス資源に対する悪影響

日本のサクラマス資源は危機にあり、天塩川のサクラマス資源は河川環境の指標となるだけでなく、水産資源確保の観点から重要な問題です。水産庁もサクラマス資源の確保に重大な関心を示しています。この問題について、[REDACTED] 委員以外の委員や開発局から意見が示されていません。そうであるならば、流域委員会の見解として示すべきです。

2. サンル川の環境がもつ重要性を認識する

サンル川はとりわけヤマメが多く、サクラマスが回帰する重要な河川です。「天塩川らしい環境を維持する」というのが河川法の考え方です。天塩川にはさまざまな環境要素がありますが、サクラマス資源は極めて大きな環境要素です。なぜサンル川にヤマメが多いのか、サクラマス資源が失われた天塩川に魅力があるのか、という観点からの検討が必要です。サンル川にはその再生

産をヤマメ・サクラマスに依存している絶滅危惧Ⅱ類のカワシンジュガイ、同じくニホンザリガニ、絶滅危急種のフクジュソウの存在が知られていますが、それらの調査や保全策を検討すべきです。

3. サンルダムではスマルトが降下しない危険性が高い

私どもがこの問題を以前から指摘していたところ、最後になって（第18回委員会資料）、スマルト降下対策として、1)ダム湖水路（誘導フェンス方式）、2)ダム湖水路（バイパス方式）、3)スマルト捕獲運搬方式が提案されました。しかし、すでに冊子でアメリカコロンビア川のダムについて示したように、コロンビア川では、バイパス方式ではうまくいかず、スマルト捕獲運搬方式を取り入れても、サケ資源の減少を止めることはできませんでした。まずコロンビア川など、北米の河川で行われた対策とその結果についてきちんとした調査を行い、それに基づいて、検討すべきですが、何ら触れていません。

4. ダム下流の水質悪化

多くの場合、ダム建設によってその下流域で、濁りの増加、川床の低下、泥の堆積など河川生物に悪影響を与える変化が生じています。岩尾内ダム下流でも第18回委員会への意見書3.6で述べたように、濁りの長期化が生じています。

5. 天塩川の水底質改善

私たちは、天塩川のあちこちでひどい排水が行われている実態を調査しました。これらの実態を見ると、天塩川水系の水質基準の見直しを早急にすべきと考えられます。まず、具体的に実態を調査して道や国に報告し、企業責任を明らかにし、改善方策を検討すべきです。

委員会では旧川の水質改善要求が出されていて、私たちも旧川を遊水地として活用することと水質改善をセットで提案しています。この点についての審議をすべきです。開発局が石狩川につくった砂川遊水地のパンフレットでは、水質が悪化している流入河川の水が本流に出ないよう遊水地内で浄化する機能が宣伝されており、このような機能をさらに強化した遊水地をつくることは水質改善に有効です。

6. 子どもたちに豊かな天塩川環境を残す課題

子どもたちにどのような天塩川を遺していくのかの検討がまったく不十分です。委員からも、委員会はこの問題をもっと審議すべきという意見が出ています。私たちは、サンル川のような自然河川を未来の子どもたちにそのまま残すことが、大人の最も重要な責務であると考えます。

治水、利水および環境のバランス

現在の論議で大きな問題は、治水目標が絶対で、その範囲で利水や環境を考えようとしている傾向が見られることです。河川法の精神では、河川の重要性を重視しながら、既往洪水による被害の実態などを考慮して、計画規模を決めることがうたわれています（参考書：国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編 山海堂、2005）。河川環境の保全においては、「その川にふさわしい生物群衆と生息・生育環境が将来にわたって維持されるよう努めるものとする」とされています。天塩川らしさを維持するにはどのような目標を持つのかを明らかにして、それとの関係で治水の計画規模を考えるのが妥当な審議です。したがって、治水の計画規模は大きければよいというのではなく、環境を維持する観点からも治水の計画規模を検討すべきです。

住民・市民団体との意見交換、情報交換

国土交通省は、河川環境等の整備と保全の方策の解説において「計画策定において、地元住民やその河川等に関わりのある関係者、市民団体等との意見交換、情報交換を密に行うことが望ましい」と述べています。しかし現在までの経過を見ると、地元住民団体や市民団体等との意見交換、情報交換がまったく欠如しています。流域委員会は、私どもが120ページもの冊子を作成し、サンルダム計画の問題点を指摘し、さまざまな提案を行った際も、それらの指摘や提案を委員会の場で説明することを拒否してきました。これは国土交通省の上記の方策にも反することであり、このまま、市民からの提案を委員会が無視するならば、この委員会は住民等と意見交換しなかった委員会であり、委員会の有効性を失うものと考えられます。

以上

2007年1月25日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

国土交通省 北海道開発局旭川開発建設部 治水課 御中

1月25日に、天塩川流域環境に关心の深い14団体より、北海道開発局に対し、「天塩川河川整備計画原案についての開発局との会談の申し入れ」を送付いたしましたところ、さっそく1月29日に電話でご回答いただきました。迅速な対応に感謝いたします。

いただきましたご回答について私どもで論議し、別紙の通り、「天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込み」を送付いたします。つきましては、会談が実現できるようお願いするとともに、この件について早急にご回答いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

尚、ご回答は、(社)北海道自然保護協会 会長 [REDACTED]

[REDACTED]まで文書でお願い致します。

また、問合せについては、北海道自然保護協会副会長 [REDACTED]

[REDACTED]までお願い致します。

申し入れ書については、メール以外に、本日1月31日に文書を郵送するとともに、[REDACTED]から旭川開発建設部に電話をさし上げます。

記

1. 鏡文

2. 天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込み書

2頁

以上

2007年1月31日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込み

私たちは、天塩川河川整備計画原案について明らかにされていない点が多くあると考えて、1月25日、開発局に文書によって会談を申し入れましたところ、1月29日、井田治水課長から電話でお返事をいただきました。その内容は、1) 特定団体とは会わない、2) 寄せられた意見に対しては、説明責任を果たす必要があるのでそのうちまとめて考えを述べる、の2点でした。1点目について、新聞で、名寄市・名寄市内町内会・ダム建設推進派の住民団体の三者が旭川開発建設部次長と会ってダムの早期着工を要望したと報道された点について質したところ、自治体とはいろんなことで連携しているので、会ったという回答でした。しかし、今回の問題は自治体との連携の問題ではなく、明らかにダム建設要望の問題です。賛成派とは会って、反対もしくは疑問派とは会わないということは、住民に対する差別であり、民主主義と相容れないと考えます。私たちは、具体的問題として、「1998年のアンケートではダムを必要としないという回答が多かったのに、なぜダム推進となったのか」とか、「戦後最大の水害に対応するという立場なのに、なぜ真駁別の目標流量だけ高く設定しているのか」という地域住民からの疑問に対する回答をお願いしました。これらの疑問に答えないとまま整備計画案を作成することはできないと考えています。出された疑問に対して説明責任を果たすとおっしゃっていますが、説明責任を果たすということは、たんに説明すればいいというものではありません。相手に理解してもらえるような合理的な説明を行なうことが含まれているはずです。今までの経過を見ると、開発局は一方的に説明をされていますが、納得できない回答が多々ありました。やはり、会談によってやりとりしなければ、説明責任は果たせないと考えます。

そこで、今一度私たちとの会談を申し込みます。もし、回答が1月29日と同じであれば、私たちの見解について記者会見を開いて述べさせていただきます。また、国土交通省などの上位の機関などへも要請していくつもりです。早急なご回答をお願い致します。

1月31日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク

サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会

国土交通省北海道開発局長・本多 滉様

平成 19 年 2 月 7 日
北海道自然保護協会会長



天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込みに関する文書回答の
要請

私ども 14 団体は、1 月 25 日付けで、天塩川河川整備計画原案に関する北海道開発局との会談要請について旭川開発建設部を通じて申し入れ（資料 1）ました。1 月 29 日に旭川開発建設部より、1) 特定の団体とは会わない、2) 寄せられた意見に対しては、説明責任を果たす必要があるのでそのうちまとめて考え方述べる、の 2 点の理由によって会談に応じられないとの電話回答がありました。そこで、私どもは 1 月 31 日付けで、この電話回答には納得できないので、再度会談の申し込みを行い（資料 2）、文書回答を要請しました（資料 3）。2 月 5 日に旭川開発建設部より、1 月 29 日とまったく同じ内容について電話回答がありました。そこで、1 月 31 日付け申し込み書に基づき、上記 2 点によって会談に応じられない旨、2 月 13 日までに北海道自然保護協会宛てに文書でご回答をお願い致します。なお、北海道自然保護協会は、先の二度の申し込み 14 団体の窓口を担当しているものです。

北海道開発局旭川開発建設部 御中

天塩川河川整備計画原案についての開発局との会談の申し入れ

1月20~21日に開催された「天塩川河川整備計画原案説明会」で、多くの疑問が出されました。が、開発局の説明が不明確なまま終了しました。

私たちは、この3年間、河川管理者であり、また事業主体である開発局に、天塩川の整備計画に対する多くの疑問を提出し、また意見を述べてきました。とくに河川整備計画原案については、120ページによぶ冊子を作成し、詳しい検討を行って、問題点を指摘してきましたが、開発局は、流域委員会が開催中であることを理由に、直接の回答や話し合いを拒んでございました。そこで私どもは、開発局の意向を受け入れ、上記の冊子を含め、すべての意見を流域委員会に向けて提出してまいりましたが、流域委員会は、私どもを呼んで、その内容について詳しく検討することもせず、私どもが指摘した多くの問題点は十分な討議を受けることなく、無視されてきました。

原案で示されているサンルダムは、流域委員会や漁協から指摘されているように、サクラマスをはじめとする天塩川の生態系に決定的な打撃を与え、将来に大きな禍根を残す可能性があり、多くの疑問点を残したまま推進するべきではありません。私どもとしては、流域委員会が終了した今、流域委員会ではじゅうぶんに検討されなかつた問題について、河川管理者である開発局と、直接討議させていただきたいと存じます。

新聞によれば、ダム建設推進を掲げる団体と旭川開発建設部が会談したことが報道されています。開発局がダム建設を推進する者とだけ会談し、ちがった意見を持つ者には会わない、意見を聞かないということはありえないと思っておりますので、河川整備計画に住民等の意見を反映させるという河川法の精神に則って、開発局と私たちの会談が早期におこなわれるよう申し入れます。

要請事項

1. 2月早々（できるだけ2月1日、2日、5日、6日、8日、9日のいずれか）に私たちと会談していただきたい。
2. 会談は公開とし、以下にあげた問題点について、時間の許す限り質問させていただき、回答をいただきたい。時間が足りなかつたものについては、さらに質疑応答するためのスケジュールを相談させていただきたい。

私たちが疑問をもち、危惧する問題

私たちが流域委員会に提案して、無視されてきた問題（別添資料）に加えて、1月20・21日に開催された説明会で不十分な回答であると考えている点の中から主要な問題を以下に示します。詳細は別添資料を参照してください。

1. 治水

1.1 戦後最大の洪水に対応するという内容を示していただきたい。

整備計画原案では、過去の最大洪水に対応すると述べているが、その実態はいまだに明らかにされていません。開発局の説明では、名寄市のほとんどが水害を受けると述べているが、根拠が明らかでありません。

1.2 戦後最大の洪水に対応する点から考慮すると、名寄川の治水は、現在の堤防の強化と河川改修で可能であるという私たちの指摘について納得する回答がされていません。

1.3 サンルダムの治水効果が地域住民に十分示されていません。

1.4 名寄川合流点より下流の治水計画が示されていません。とくに、天塩川の治水上最大のウイークポイントと言い続けてこられた音威子府村下流狭窄部の対策は見当たりません。

1.5 サンルダムはロックフィルダムに始まり、何度も設計変更されました。それぞれについてなぜ変更したのか理由を明らかにするとともに、台形 CSG ダムの安全性について十分説明していただきたい。

2. 利水

2.1 灌溉取水量を明らかにしていただきたい。

真駄別の水利権について、減反が進んでいる中で灌漑取水量が減少しているのではないかとの意見がだされています。資料を示していただきたい。

2.2 水道用水をダムに依存する理由を示していただきたい。

水道用水として必要とされる水量は名寄川の10年に一度の渇水流量 $2.58\text{m}^3/\text{s}$ のわずか0.9%にすぎません。名寄川からの取水で十分なはずです。

2.3 名寄川の水質汚濁をダムの水で希釀して改善するという方策は問題です。

2.4 発電は不要です。

発電量が必要とされていないだけでなく、岩尾内ダムの実態を見ると、発電によって水が流れない期間が生じています。

2.5 冬季の真駄別の維持流量の設定は過大です

3. 環境

3.1 サクラマス資源の保全を明確にすべきです。

流域委員会意見も踏まえて、ダム計画にサクラマス資源を保全することが必須となっています。原案説明会において、開発局は必ず保全策を作成します、と述べるだけに終始しました。しかし、数々の問題点を見るとダムと保全策とは矛盾する可能性が大きいと考えられます。保全策ができない場合の対応を明確にすべきです。

3.2 サンル川の生態的重要性を明確にすべきです。

多くの資料によって、サンル川は天塩川水系において特別にサクラマス・ヤマメが豊富な河川であることが明らかにされています。なぜサンル川がそのように重要な河川なのかについての調査・検討が不十分です。ダム建設計画を策定する以前に個々の問題点を明らかにすべきです。

3.3 ダム下流の水質悪化についての調査が不十分です。

岩尾内ダムによって下流の渦りの長期化が明らかです。また、岩尾内ダム下流の生態系も貧弱になっていると思われます。この点を明らかにしないままサンルダムを建設することはできませ

ん。

3.4 北海道遺産にふさわしい環境の保全

天塩川は北海道遺産に指定されていますが、サンルダム建設によってその資格が失われかねません。北海道遺産の観点から見たサンルダム問題を論議すべきです。

4. ダム経費

原案説明会では、開発局は、ダム建設費用は530億円以内にしますと述べましたが、根拠や資料は示されませんでした。これは説明責任を果たしていません。早急に資料の提出を求めます。

別添資料 開発局および流域委員会が無視した私たちの意見

治水

1. 流域委員による治水上問題があるとされている地点の視察および現地住民からの意見聴取

治水は住民のために行うものであり、開発局は管理者です。今回焦点となった名寄川の治水について具体的に発言した住民代表は皆無でした。名寄川流域の治水について地域住民の声を聞く対応が不可欠です。また、名寄川合流点より下流の治水はまったく論じられませんでした。やはり該当地域の視察とそれらの地域住民の声を聞くことは不可欠です。

2. 過去の水害の実態

整備計画案は、過去の水害の教訓を得て作成されたと述べています。しかし、昭和48年や昭和56年の水害について実際にどこが破堤して、どこが内水氾濫だったのか、最後まできちんとした資料が提出されませんでした。十分な資料に基づく治水計画を作り直すべきです。また、その後の対策をどのようにされたか、現状についても説明してください。

3. サンルダムの治水効果が具体的に示されていません

サンルダムの水位低減効果の資料は出されました、具体的に名寄川で堤防高との関係、河川改修との関連でどの場所で効果があるのか地点ごとの説明がなく、本当に治水効果があるのかどうか不明でした。地域住民に納得できるものにしなければなりません。

4. 名寄川合流点より下流の治水

合流点より下流に対してサンルダムは微々たる効果しか見込まれません。下流域の治水をどうするのか原案では堤防高との関係など具体的な資料が示されませんでした。これでは欠陥治水計画といわざるを得ません。

5. 冊子グループ提案の治水案と開発局提案の治水案の比較

開発局は自ら3案を出して比較検討していますが、住民等から出された治水案と開発局案との比較を行っていません。

利水

1. 名寄川流域の灌漑用水

サンルダムには灌漑用水の取水権は設定されていません。名寄川水域で実際にどの程度灌漑用水が減少したのか、または不足しているのかについての実態は、最後まで明らかにされませんでした。

2. 水道用水をなぜサンルダムに依存するのか

下川町で新たに $0.006\text{m}^3/\text{s}$ 、名寄市で $0.0175\text{m}^3/\text{s}$ であり、あまりにも微量です。両者を足しても名寄川の 10 年に一度の渇水流量が $2.58\text{m}^3/\text{s}$ のわずか 0.9% にすぎません。名寄川から取水しても何ら問題がありません。

3. 水質悪化の改善

名寄川の水質が悪化していて、市の処理場で処理するのに経費がかかるので、名寄川の水量を多くして水質を改善するためにサンルダムが必要という意見が出されています。河川基準点では水質基準を十分に達成しています。それなのに何故水質を改善しなければならないのか、理由をはつきりさせる必要があります。もし上流から汚濁水が出ていれば、それを止める方策をとるべきです。国交省の基本的考えは「本来、河川の水質は流域における汚濁対策により良好に保つべきである」と述べられています。天塩川でもこの考えに基づいて発生源対策を検討すべきです。

4. 発電は不要

岩尾内ダムの実態を見ると、灌漑用水が不要になる秋以降は、発電のためのハイドロピーティング操作によって 10 日に一度程度しか放流せず、岩尾内ダム下流は水なし川となっています。サンルダムの発電は不要なだけでなく、河川環境のためにはよくない存在です。サンルダムによってサンル川も水枯れ川に近くなる危険性があります。

5. 冬季の真駄別の維持流量の設定は過大です

真駄別における $1/10$ 渇水流量は $2.58\text{m}^3/\text{s}$ であり、開発局が必要としている非灌漑期の正常流量 $5.5\text{ m}^3/\text{s}$ はほぼその 2 倍にあたります。真駄別頭首工における非灌漑期の取水量は多くて $0.7\text{ m}^3/\text{s}$ であり、 $5.5\text{ m}^3/\text{s}$ が必要な根拠はありません。調べてみると、冬季間に開発局が必要としている正常流量に達しているのは 1968 年～2000 年の間の 32 年間で 3 年しかありません。しかし、名寄川でサクラマス資源などに悪影響を与えていたという資料はありません。開発局が非灌漑期に $5.5\text{ m}^3/\text{s}$ の正常流量が必要と主張するならば根拠を示す必要があります。私たちは、実績どおり非灌漑期の正常流量は $3 \sim 3.5\text{ m}^3/\text{s}$ あればよいと考えています。(参考 国交省の考え方：維持流量の検討項目には、その項目や対象河川の特性により機能維持に必要な流量が期別に異なる場合もある。……このため、必要な場合は、項目別の必要流量の期別パターンを考慮して期間区分を行い、その区分に応じて維持流量を設定するものとする)

環境

1. 日本海サクラマス資源に対する悪影響

日本のサクラマス資源は危機にあり、天塩川のサクラマス資源は河川環境の指標となるだけでなく、水産資源確保の観点から重要な問題です。水産庁もサクラマス資源の確保に重大な関心を示しています。この問題について、[] 委員以外の委員や開発局から意見が示されていません。そうであるならば、流域委員会の見解として示すべきです。

2. サンル川の環境がもつ重要性を認識する

サンル川はとりわけヤマメが多く、サクラマスが回帰する重要な河川です。「天塩川らしい環境を維持する」というのが河川法の考え方です。天塩川にはさまざまな環境要素がありますが、サクラマス資源は極めて大きな環境要素です。なぜサンル川にヤマメが多いのか、サクラマス資源が失われた天塩川に魅力があるのか、という観点からの検討が必要です。サンル川にはその再生

産をヤマメ・サクラマスに依存している絶滅危惧Ⅱ類のカワシンジュガイ、同じくニホンザリガニ、絶滅危急種のフクジュソウの存在が知られていますが、それらの調査や保全策を検討すべきです。

3. サンルダムではスマートが降下しない危険性が高い

私どもがこの問題を以前から指摘していたところ、最後になって（第18回委員会資料）、スマート降下対策として、1) ダム湖水路（誘導フェンス方式）、2) ダム湖水路（バイパス方式）、3) スマート捕獲運搬方式が提案されました。しかし、すでに冊子でアメリカコロンビア川のダムについて示したように、コロンビア川では、バイパス方式ではうまくいかず、スマート捕獲運搬方式を取り入れても、サケ資源の減少を止めることはできませんでした。まずコロンビア川など、北米の河川で行われた対策とその結果についてきちんととした調査を行い、それに基づいて、検討すべきですが、何ら触れていません。

4. ダム下流の水質悪化

多くの場合、ダム建設によってその下流域で、渦りの増加、川床の低下、泥の堆積など河川生物に悪影響を与える変化が生じています。岩尾内ダム下流でも第18回委員会への意見書3.6で述べたように、渦りの長期化が生じています。

5. 天塩川の水底質改善

私たちは、天塩川のあちこちでひどい排水が行われている実態を調査しました。これらの実態を見ると、天塩川水系の水質基準の見直しを早急にすべきと考えられます。まず、具体的に実態を調査して道や国に報告し、企業責任を明らかにし、改善方策を検討すべきです。

委員会では旧川の水質改善要求が出されていて、私たちも旧川を遊水地として活用することと水質改善をセットで提案しています。この点についての審議をすべきです。開発局が石狩川につくった砂川遊水地のパンフレットでは、水質が悪化している流入河川の水が本流に出ないよう遊水地内で浄化する機能が宣伝されており、このような機能をさらに強化した遊水地をつくることは水質改善に有効です。

6. 子どもたちに豊かな天塩川環境を残す課題

子どもたちにどのような天塩川を遺していくのかの検討がまったく不十分です。委員からも、委員会はこの問題をもっと審議すべきという意見が出ています。私たちは、サンル川のような自然河川を未来の子どもたちにそのまま残すことが、大人の最も重要な責務であると考えます。

治水、利水および環境のバランス

現在の論議で大きな問題は、治水目標が絶対で、その範囲で利水や環境を考えようとしている傾向が見られることです。河川法の精神では、河川の重要性を重視しながら、既往洪水による被害の実態などを考慮して、計画規模を決めることがうたわれています（参考書：国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編 山海堂、2005）。河川環境の保全においては、「その川にふさわしい生物群衆と生息・生育環境が将来にわたって維持されるよう努めるものとする」とされています。天塩川らしさを維持するにはどのような目標を持つのかを明らかにして、それとの関係で治水の計画規模を考えるのが妥当な審議です。したがって、治水の計画規模は大きければよいというのではなく、環境を維持する視点からも治水の計画規模を検討すべきです。

住民・市民団体との意見交換、情報交換

国土交通省は、河川環境等の整備と保全の方策の解説において「計画策定において、地元住民やその河川等に関わりのある関係者、市民団体等との意見交換、情報交換を密に行うことが望ましい」と述べています。しかし現在までの経過を見ると、地元住民団体や市民団体等との意見交換、情報交換がまったく欠如しています。流域委員会は、私どもが120ページもの冊子を作成し、サンルダム計画の問題点を指摘し、さまざまな提案を行った際も、それらの指摘や提案を委員会の場で説明することを拒否してきました。これは国土交通省の上記の方策にも反することであり、このまま、市民からの提案を委員会が無視するならば、この委員会は住民等と意見交換しなかった委員会であり、委員会の有効性を失うものと考えられます。

以上

2007年1月25日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込み

私たちは、天塩川河川整備計画原案について明らかにされていない点が多くあると考えて、1月25日、開発局に文書によって会談を申し込みましたところ、1月29日、井田治水課長から電話でお返事いただきました。その内容は、1) 特定団体とは会わない、2) 寄せられた意見に対しては、説明責任を果たす必要があるのでそのうちまとめて考えを述べる、の2点でした。1点目について、新聞で、名寄市・名寄市内町内会・ダム建設推進派の住民団体の三者が旭川開発建設部次長と会ってダムの早期着工を要望したと報道された点について質したところ、自治体とはいろんなことで連携しているので、会ったという回答でした。しかし、今回の問題は自治体との連携の問題ではなく、明らかにダム建設要望の問題です。賛成派とは会って、反対もしくは疑問派とは会わないということは、住民に対する差別であり、民主主義と相容れないと考えます。私たちは、具体的な問題として、「1998年のアンケートではダムを必要としない」という回答が多かったのに、なぜダム推進となったのか」とか、「戦後最大の水害に対応するという立場なのに、なぜ真駁別の目標流量だけ高く設定しているのか」という地域住民からの疑問に対する回答をお願いしました。これらの疑問に答えないまま整備計画案を作成することはできないと考えています。出された疑問に対して説明責任を果たすとおっしゃっていますが、説明責任を果たすということは、たんに説明すればいいというものではありません。相手に理解してもらえるような合理的な説明を行なうことが含まれているはずです。今までの経過を見ると、開発局は一方的に説明をされていますが、納得できない回答が多々ありました。やはり、会談によってやりとりしなければ、説明責任は果たせないと考えます。

そこで、今一度私たちとの会談を申し込みます。もし、回答が1月29日と同じであれば、私たちの見解について記者会見を開いて述べさせていただきます。また、国土交通省などの上位の機関などへも要請していくつもりです。早急なご回答をお願い致します。

1月31日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

国土交通省 北海道開発局旭川開発建設部 治水課 御中

1月25日に、天塩川流域環境に関心の深い14団体より、北海道開発局に対し、「天塩川河川整備計画原案についての開発局との会談の申し入れ」を送付いたしましたところ、さっそく1月29日に電話でご回答いただきました。迅速な対応に感謝いたします。

いただきましたご回答について私どもで論議し、別紙の通り、「天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込み」を送付いたします。つきましては、会談が実現できるようお願いするとともに、この件について早急にご回答いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

尚、ご回答は、(社)北海道自然保護協会 会長 [REDACTED]

[REDACTED]まで文書でお願い致します。

また、問合せについては、北海道自然保護協会副会長 [REDACTED]

[REDACTED]までお願い致します。

申し入れ書については、メール以外に、本日1月31日に文書を郵送するとともに、[REDACTED]から旭川開発建設部に電話をさし上げます。

記

1. 鏡文

2. 天塩川河川整備計画原案についての開発局への会談再申し込み書

2頁

以上

2007年1月31日

サンルダム建設を考える集い

下川自然を考える会

名寄サンルダムを考える会

北海道の森と川を語る会

大雪と石狩の自然を守る会

旭川・森と川ネット21

環境ネットワーク旭川・地球村

遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク

サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会